

# 第6次東庄町総合計画 後期基本計画



東庄町イメージキャラクター  
「コジュリンくん」

東庄町

---

# 躍動 連携 地域力 とうのしょう

## ～ 地域の宝を地域力で次代へ～



第6次東庄町総合計画は、計画期間を10年とし、『躍動 連携 地域力 とうのしょう』を基本構想に掲げ、平成29年4月からスタートしました。5年間の前期計画期間で、元号は平成から令和へと移り、本町のおかれている状況も大きく変わり、平成29年4月には過疎地域に指定され、現在も引き続き過疎地域の指定を受けております。人口減少は、重大かつ非常に難しい問題ではありますが、その中でも新たな子育て支援施策を進め、保護者の経済的負担を軽減する「子育てにやさしいまちづくり」を推進しています。計画していた町内5小学校の統合を行い、すべての子どもたちが同一環境で教育を受けられる、新たな統合小学校も開校しました。そして、統廃合により廃校となった小学校の跡地利活用も始まってきております。

今回の後期基本計画の策定にあたり本町の現状をみますと、前期基本計画時から課題となっております人口減少問題や自然災害対応、高齢化による交通弱者の救済など、早期に対応しなければならない問題が山積されております。また、新たにSDGs（持続可能な開発目標）の実践などといった社会課題が生じております。さらに、令和2年から新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、人々の生活や就業のスタイルが大きく変わり、ウィズコロナ・ポストコロナに対応した行政運営が求められています。

このような状況の中、今後のまちづくりにおいては、住民と行政との協働が不可欠です。“人口減少時代の新たなまちづくり”を進めるにあたり、町民の皆様と、お互いさまの気持ちを大切にしながら、安全・安心なまちづくりを行ってまいりますので、皆様におかれましては、一層のご理解とご協力をお願いします。

最後に、本計画策定にあたり、熱心にご審議いただきました審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご協力をいただきました関係各位に、心より厚く御礼申し上げます。

令和4年3月 東庄町長 **岩田 利雄**

# 目次

<b>第1編 総論</b> .....	<b>1</b>
<b>第1章 総合計画の概要</b> .....	<b>2</b>
第1節 計画策定の趣旨 .....	2
第2節 計画の役割と策定方針 .....	2
第3節 計画の構成 .....	3
第4節 計画の期間 .....	3
<b>第2章 計画策定の背景</b> .....	<b>4</b>
第1節 社会動向.....	4
第2節 東庄町のすがた .....	5
第3節 アンケートに見る住民の意見.....	9
<b>第2編 基本構想</b> .....	<b>13</b>
<b>第1章 東庄町の将来像</b> .....	<b>14</b>
<b>第2章 将来人口の見通し</b> .....	<b>15</b>
<b>第3章 土地利用構想</b> .....	<b>16</b>
<b>第4章 計画の体系</b> .....	<b>18</b>
<b>第5章 計画の大綱</b> .....	<b>19</b>
<b>第3編 基本計画</b> .....	<b>21</b>
<b>第1章 重点政策</b> .....	<b>22</b>
第1節 総合戦略との関連 .....	22
第2節 重点政策.....	23
<b>第2章 分野別施策</b> .....	<b>24</b>
第1節 元気と絆の社会づくり（保健・福祉） .....	24
第2節 個性を活かしたにぎわいづくり（産業・移住定住）.....	40
第3節 次代へつなぐ人づくり、地域づくり（教育・文化）.....	48
第4節 自然と安らぎの暮らしづくり（都市基盤・環境）.....	60
第5節 みんなが参加する地域のつながりづくり（地域運営）.....	80
<b>資料編</b> .....	<b>91</b>
1. SDGsと総合計画.....	92
2. 基本構想の策定に関する条例.....	97
3. 策定体制.....	98
4. 総合計画審議会.....	99
5. 策定経過.....	103
6. 各種個別計画.....	104

---

# 第1編 総論

---

# 第1章 総合計画の概要

## 第1節 計画策定の趣旨

本町ではこれまで第1次から第5次までの総合計画を策定し、それを指針として時代にふさわしいまちづくりを進めてきました。第5次総合計画では「躍動・連携・地域力 とうのしょう」を将来都市像に据え、その後期基本計画においては「支え合い 地域力」を基本理念とし、住民とともに歩む取組みを各分野で実施してきました。

しかしながら、社会情勢は刻一刻と変化し続けています。特に、わが国全体の問題である人口減少は、本町においても例外ではありません。本町の総人口は昭和60年をピークとして減少傾向が継続しており、子どもの数の減少だけでなく、高齢化率も30%を超えるなど少子高齢化が確実に進行しています。また、人口減少に伴い、災害対策や、公共施設老朽化対策、空き家対策など、表面化した問題は数多く、本町は大きな変革期を迎えているといえます。

こうした状況の中で、今後のまちづくりにおいては、人口減少・地域活性化対策として平成27年度に策定した「東庄町総合戦略」を重点として、より現実的で効果的な計画を策定し、それに基づいた取組みの実践が不可欠となってきました。今般、住民生活が将来にわたって持続可能なまちづくりを目指した、新たな第6次東庄町総合計画を策定します。なお、財政面の制約や職員数適正化の潮流の中で、今回の計画では、取り組むべき事業を重要性が高い項目にある程度絞りながら、計画の進捗管理の効率化などを視点として、施策体系の整理を行っています。

また、社会環境が急激に変化した場合には、状況を的確に見すえ、必要な見直しを行うことも視野とします。

## 第2節 計画の役割と策定方針

東庄町総合計画は、本町のまちづくりの基本理念や具体的な施策などについて、中長期的な視点から策定していくものであり、町が策定する各種計画の上位計画と位置づけられます。

その役割としては、以下の点があげられます。

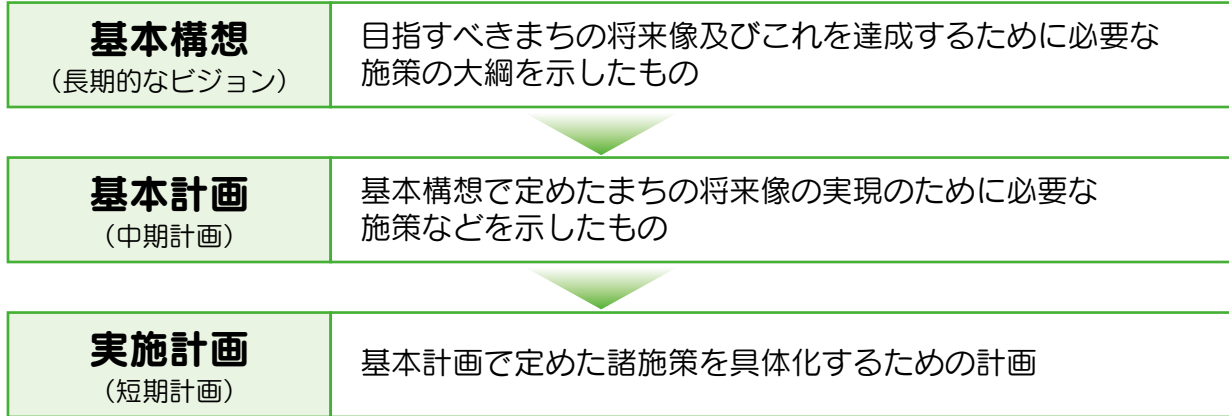
- 町の総合的・長期的な行政運営の指針
- 住民の地域社会における活動の指針
- 国や県、他市町村等に対して示すまちづくりの指針

また、第6次総合計画においては、前期基本計画の施策として設定した28の分野項目について引き続き、後期基本計画においても施策推進、進捗管理を図るとともに、「第2期東庄町総合戦略」との整合を図りながら、人口減少対策・地域活性化対策に係る課題を重点政策として優先的に取り組みます。

こうしたことを踏まえ、第6次総合計画後期基本計画では、進捗管理のさらなる効率化を図りながら、重点的に検討すべき課題を後期基本計画の重点政策として具体的に設定します。

### 第3節 計画の構成

第6次総合計画は基本構想、基本計画、実施計画で構成されます。



### 第4節 計画の期間

第6次総合計画の目標年次は令和8年度とし、基本構想、基本計画、実施計画それぞれの計画期間を、以下のとおりとします。

◇基本構想		平成29年度～令和8年度	(10年)
◇基本計画	前期基本計画	平成29年度～令和3年度	(5年)
	後期基本計画	令和4年度～令和8年度	(5年)
◇実施計画	第1期実施計画	平成29年度～令和元年度	(3年)
	第2期実施計画	令和元年度～令和3年度	(3年)
	第3期実施計画	令和4年度～令和6年度	(3年)
	第4期実施計画	令和6年度～令和8年度	(3年)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
基本構想	基本構想 (平成29～令和8年度)										
基本計画	前期基本計画 (平成29～令和3年度)					後期基本計画 (令和4～8年度)					
実施計画	第1期実施計画 (平成29～令和元年度)										
			第2期実施計画 (令和元～3年度)								
					第3期実施計画 (令和4～6年度)						
							第4期実施計画 (令和6～8年度)				

---

---

# 第2章 計画策定の背景

---

---

## 第1節 社会動向

### 1 地方分権改革の進展

地方分権とは、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体が担いながら、地域住民も地方行政に参画することで、協働していくことです。現在、国から地方への税源移譲をはじめとした、権限・財源とも自立した地方自治の推進に向けた取組みが進められています。今後、地方の自主性と多様性がより重視される方向性の改革となっていく見込みです。

### 2 景気局面と産業構造の変化

リーマンショックなど世界的な不況を経て、日本経済は変化の局面を迎えています。為替や株価、失業率は改善傾向が継続しています。しかしながらその背後で、TPPなどによる農産物輸入自由化の拡大、製造業の海外移転、小売商業の大型店化の進展など、産業構造も大きく変化しており、基幹産業を異にする都市部と農山村の経済格差のさらなる拡大へとつながる危険性をはらんでいます。

### 3 総人口の減少と少子高齢社会の到来

わが国の人口は、昭和50年代から現在に至るまで少子高齢化の傾向が継続しています。また国勢調査によれば、総人口も平成22年の1億2,806万人をピークとして、減少局面に入っており、平成27年の国勢調査では、大正9年の調査開始以来、初めての総人口減少という結果になりました。人口減少が深刻になるにつれ、過疎傾向のある地方では都市機能の維持が困難になり、都市部への人口流出に拍車がかかる危険性があります。

### 4 自立した行財政基盤確立の要請

わが国の財政状況は、国と地方とを合わせた累積債務残高が、長年にわたり主要先進国の中で最悪の水準となっています。これに対し、消費税と地方税のあり方を中心に、国税と地方税を通じた税制全般の抜本的改革が推進されており、また、地方においても財政のスリム化を進めるとともに、住民生活の安全・安心を確保しながら限られた財源を有効に活かすため、施策・事業の「選択と集中」が求められています。

### 5 大規模災害への対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、わが国の防災環境は一変しました。それまでの、すべての災害を完全に防ぐことを目指す「防災」から、想定外の大規模広域災害が起こった際にいかに被害を減らすかという「減災」の観点を持った法改正が進められました。

令和元年の台風15号及び19号をはじめ、近年多発する大型台風や集中豪雨による災害も起こっており、日頃から、地震だけでなく、様々な激甚災害の可能性を考慮する必要性が指摘されるだけでなく、いざというときには「公助」だけでなく「自助」、「共助」が不可欠であり、人口減少の中、地域で助け合う体制づくりがあらためて求められています。

## 第2節 東庄町のすがた

### 1 位置・地勢

東庄町は、千葉県の北東部に位置し、東京都心から約80 km、千葉市から約55 kmの距離にあり、また東関東自動車道の佐原香取ICからは約10 kmの立地にあります。圏央道の整備も進んでいるため、関東圏内の移動時間については今後さらに短縮されることが見込まれます。西側は香取市、南側は旭市、東側は銚子市とそれぞれ隣接しており、北側の利根川をはさみ、鹿島臨海工業地帯のある茨城県神栖市と接しています。

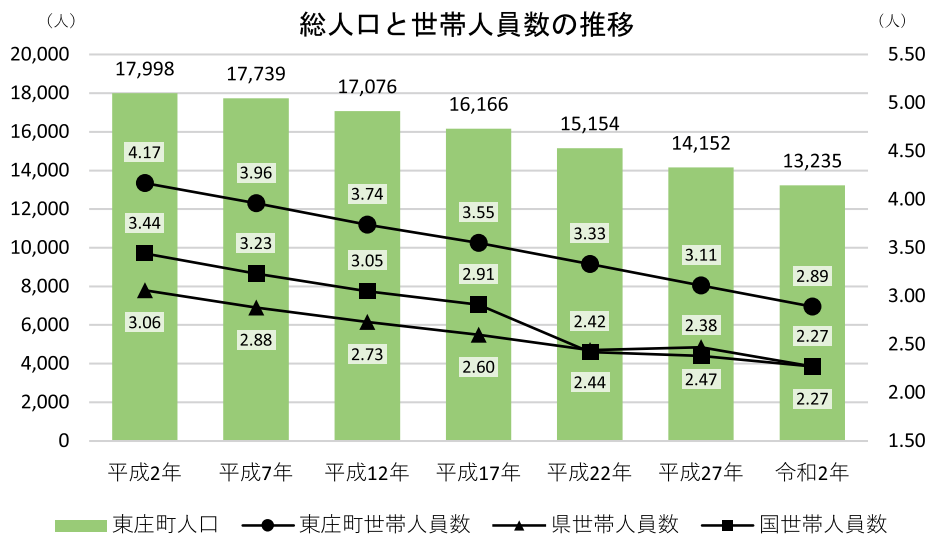
町域面積は約46 km<sup>2</sup>で、農用地がその半分程度を占めています。利根川、黒部川をはじめとする河川に接した豊かな水環境は、本町の大きな特徴でもあります。

町内の交通は、町の北部から北東部にかけて通るJR東日本の成田線と国道356号線が、町内外を結ぶ大動脈として機能するだけでなく、東京駅から銚子駅をつなぐ高速バスも本町に停車するため、長距離移動の利便性は高いといえます。



### 2 人口構造

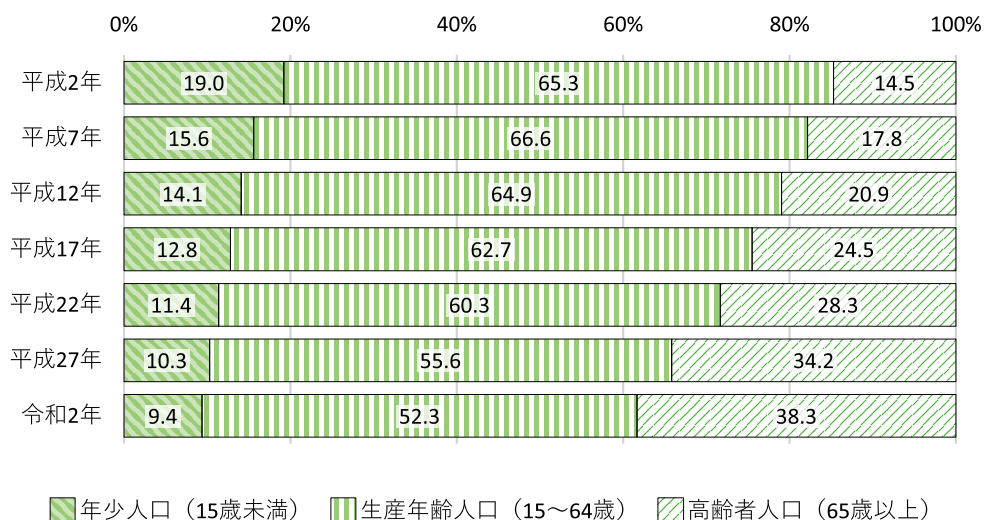
令和2年の国勢調査によれば、本町の総人口は13,235人となっており、平成2年からの減少傾向が継続しています。また、世帯人員数も一貫して減少を続けていますが、県や国の平均から比較すると高い値で推移しており、3世代世帯の割合が高いことがうかがえます。



資料：国勢調査



### 年齢別人口構成の推移

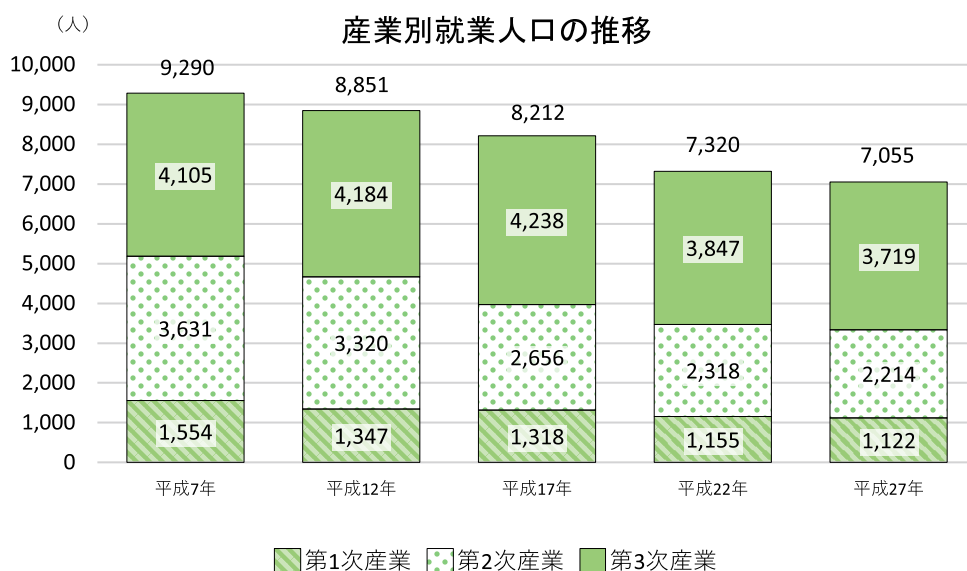


資料：国勢調査

## 3 産業構造

### (1) 産業別就業人口

国勢調査による平成27年の就業人口は7,055人で、総人口14,152人の49.9%を占めています。産業区分別の内訳は第1次産業が1,122人（就業人口の15.9%）、第2次産業が2,214人（同31.4%）、第3次産業が3,719人（同52.7%）で、第3次産業の就業割合が高くなっています。平成7年から平成27年までの推移を見ると、就業人口は約2,200人減少しています。

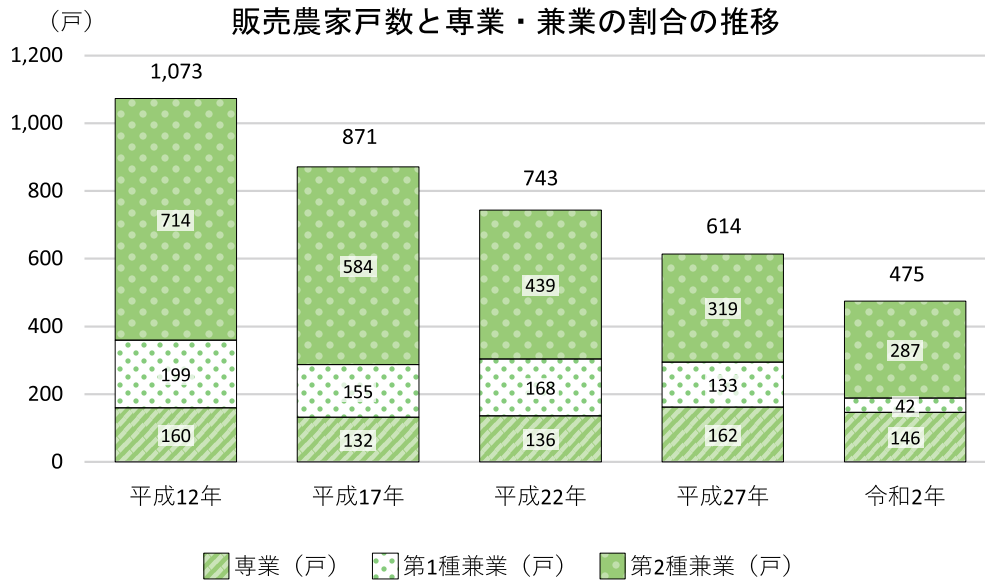


資料：国勢調査

注) 就業人口には、分類不能の産業の人数を含まない。

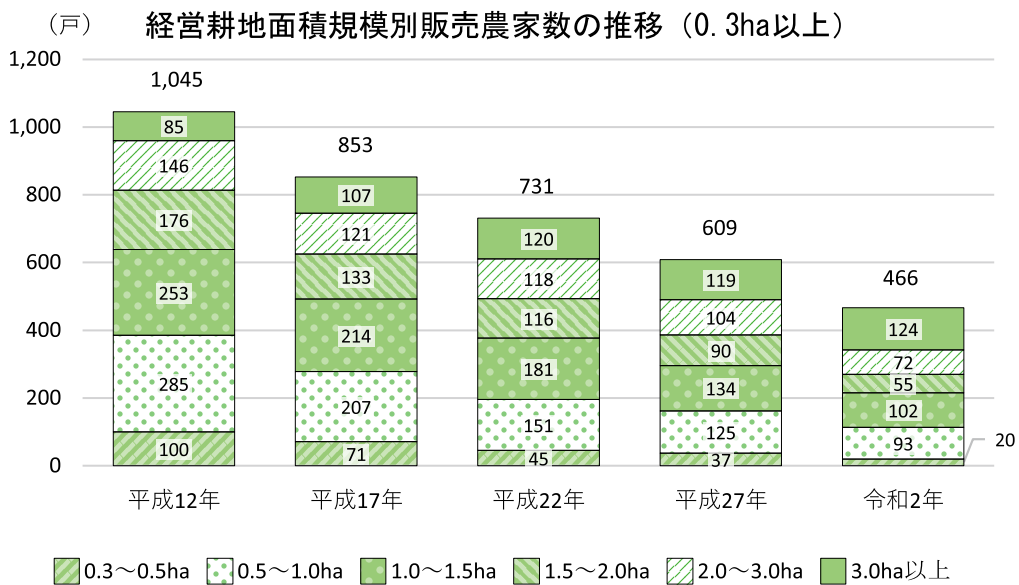
(2) 農業

農林業センサスによると、本町の販売農家戸数は平成12年から令和2年までに半数以下になっていますが、専業農家戸数は概ね横ばいで、農家全体における割合は増加しています。一方、兼業農家戸数の減少は顕著で、特に第1種兼業農家戸数の合計は、平成12年から令和2年の間におよそ1/5にまで減少しています。



資料：農林業センサス

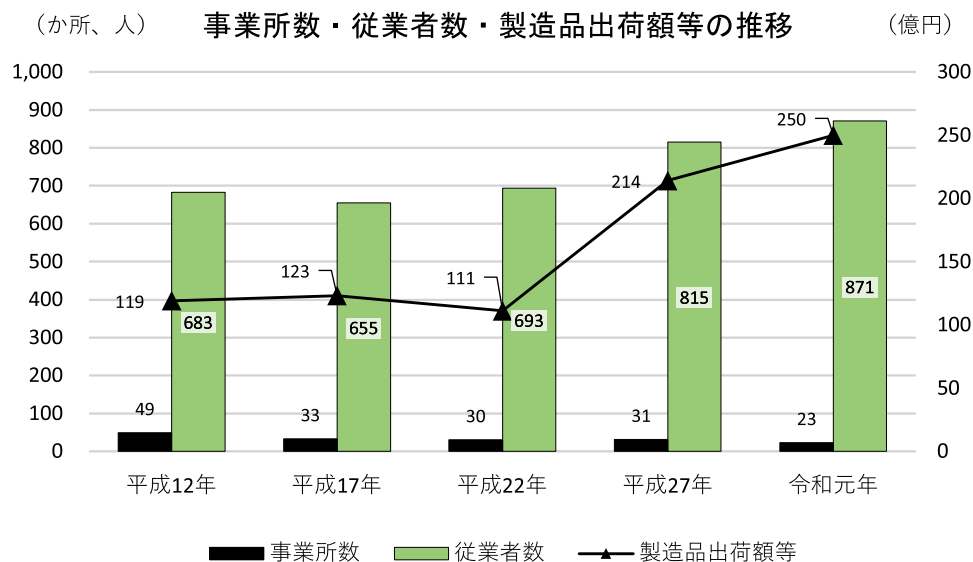
経営耕地面積規模別に見ると、3.0ha未満の耕地農家の割合は減少する一方、3.0ha以上の耕地農家の割合が増加しており、本町の農業は大規模化が進んでいます。



資料：農林業センサス

### (3) 工業

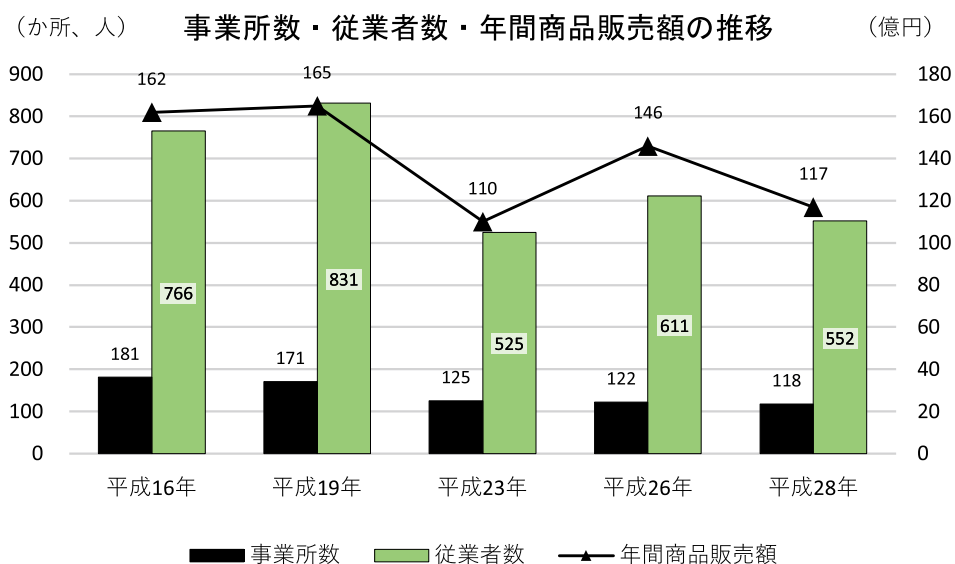
令和元年の事業所数は23箇所、従業者数は871人、製造品出荷額等は約250億円となっています。事業所数は減っているものの、従業者数は平成17年以降拡大しています。製造品出荷額等も、近年増加が見られます。



資料：工業統計調査、経済センサス

### (4) 商業

平成28年の事業所数は118箇所、従業者数は552人、年間商品販売額は117億円となっています。



資料：商業統計調査

※ひとつのグラフで表示していますが、平成26年調査は基準が大幅に変更されているため、必ずしも経年比較はできません。

## 第3節 アンケートに見る住民の意見

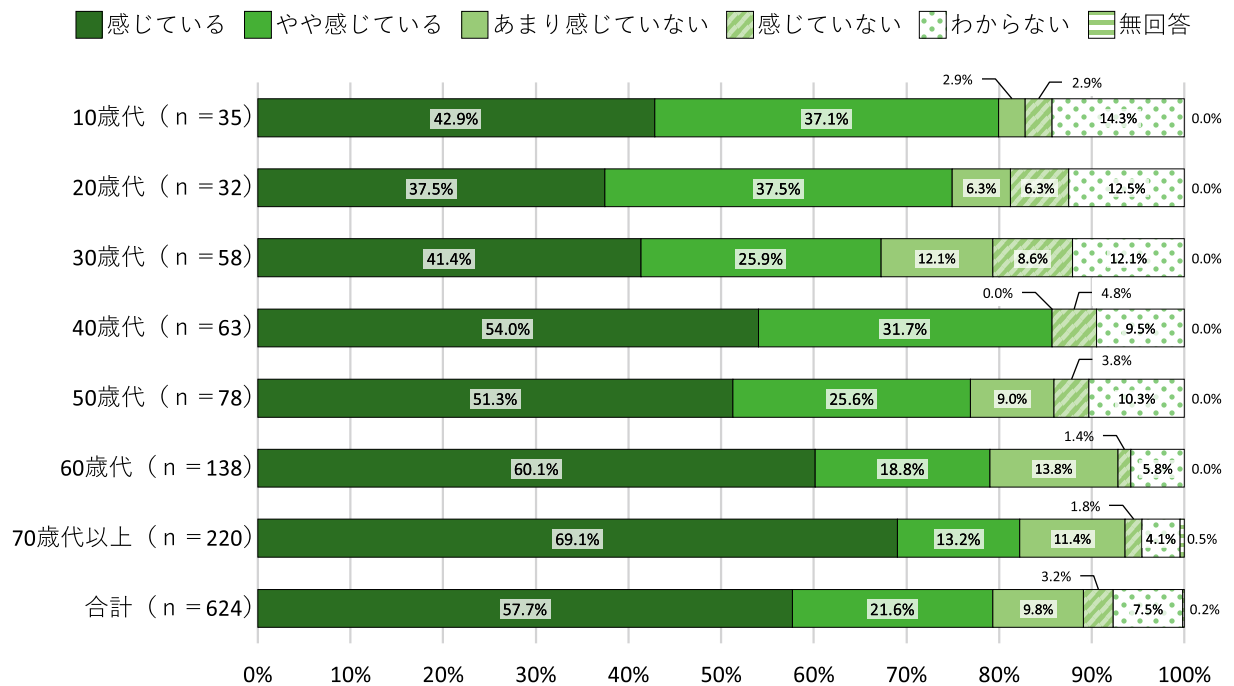
令和2年度に「東庄町の今後のまちづくりのための町民アンケート調査」を実施しました。アンケート調査の概要は、以下のとおりです。

注) 割合は、選択肢ごとに小数第2位で四捨五入しているため、その割合の合計は100%にならないところがあります。

### 1 町への愛着

本町へ「自分のまち」として愛着を感じているかについての設問に対し、「感じている」「やや感じている」と回答された方は全体の約8割でした。また、年齢別に見た場合、30歳代の住民の愛着度がやや低いという結果になっています。

	令和2年度		平成27年度(前回)	
	人数	割合	人数	割合
感じている	361	57.6%	371	46.4%
やや感じている	135	21.5%	226	28.3%
あまり感じていない	61	9.7%	103	12.9%
感じていない	20	3.2%	35	4.4%
わからない	47	7.5%	46	5.8%
無回答	3	0.5%	19	2.4%
合計	627	100.0%	800	100.0%



回答者数=624 (回答者627名より3名の年齢無回答者を除外しています)

## 2 各分野に関する満足度と重要度

第6次総合計画前期基本計画における町の施策の満足度と重要度は、以下のような結果になっています。

	満足度が高い項目	満足度が低い項目
第1位	上水道の整備状況	移住定住促進対策の状況
第2位	保健サービス提供体制	防犯体制
第3位	地域福祉体制	雇用対策の状況
第4位	ごみ処理・リサイクル等の状況	商業振興の状況
第5位	子育て支援体制	公共交通の状況

	重要度が高い項目	重要度が低い項目
第1位	医療体制	町民参画・協働の状況
第2位	消防・救急体制	地域間交流の状況
第3位	地域福祉体制	男女共同参画の状況
第4位	上水道の整備状況	コミュニティの状況
第5位	防災体制	芸術文化環境

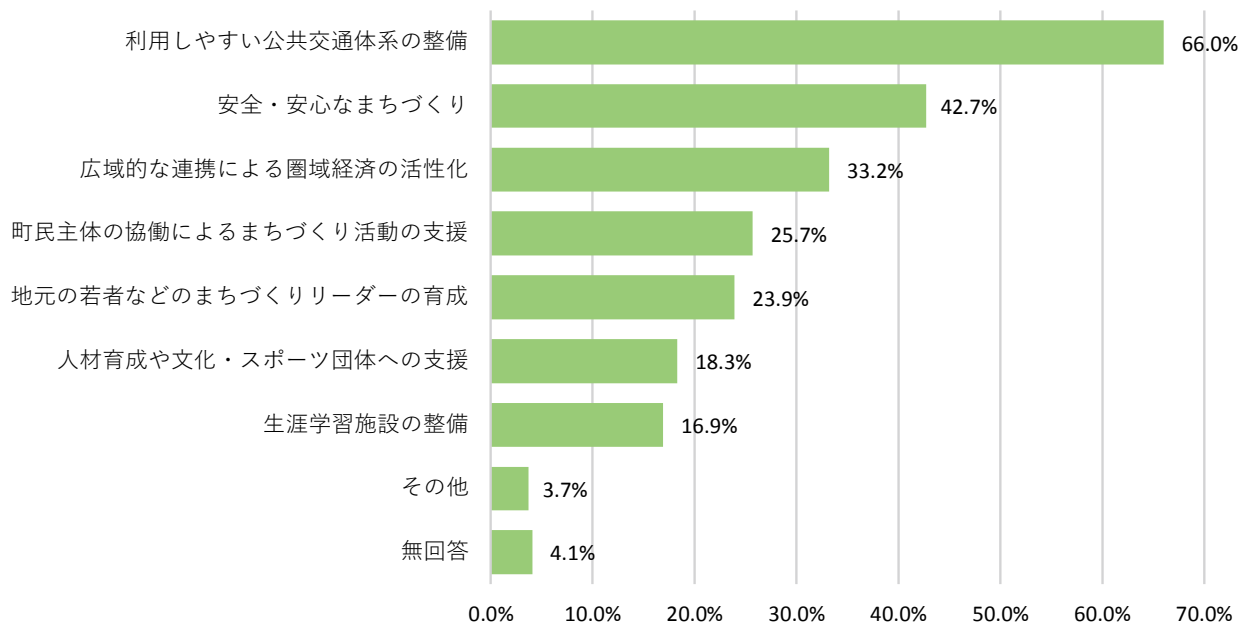
## 3 優先的に取り組むべき施策

上記の満足度と重要度の結果を踏まえ、今後、本町が優先的に取り組むべき施策を把握するため、満足度評価と重要度評価の相関を見ると、各分野における以下の施策が優先度の高い項目になっています。

第6次総合計画の政策目標	優先度の高い項目
政策目標1【保健・福祉分野】 元気と絆の社会づくり	・医療体制 ・社会保障の状況 ・高齢者支援体制 ・障害者支援体制
政策目標2【産業・移住定住分野】 個性を活かしたにぎわいづくり	・移住定住促進対策の状況 ・雇用対策の状況 ・商業振興の状況 ・観光振興の状況 ・農業振興の状況
政策目標4【都市基盤・環境分野】 自然と安らぎの暮らしづくり	・防犯体制 ・道路の整備状況 ・公共交通の状況 ・防災体制 ・情報通信環境 ・消防・救急体制 ・エネルギー対策の状況
政策目標5【地域運営分野】 みんなが参加する地域のつながりづくり	・財政改革の状況

#### 4 住み続けたいまちの実現のため力を入れるべきこと

住み続けたいまちの実現のため力を入れるべきことについては、「利用しやすい公共交通体系の整備」が他を大きく引き離して第1位にあげられています。次いで「安全・安心なまちづくり」、「広域的な連携による圏域経済の活性化」と続き、以下、「町民主体の協働によるまちづくり活動の支援」、「地元の若者などのまちづくりリーダーの育成」、「人材育成や文化・スポーツ団体への支援」、「生涯学習施設の整備」などの順となっています。



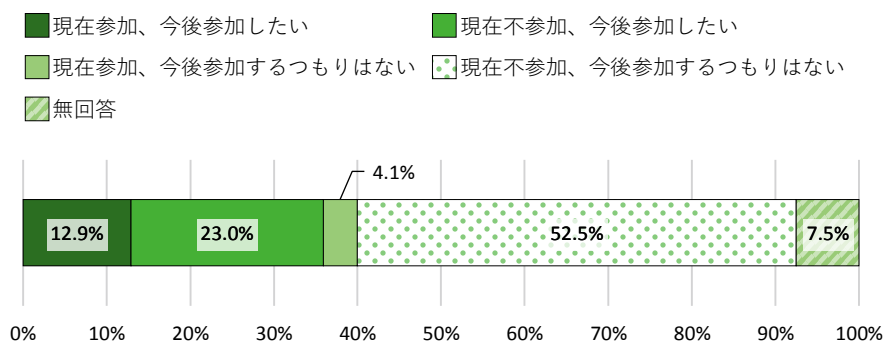
回答者数=627



ふれあいまつり

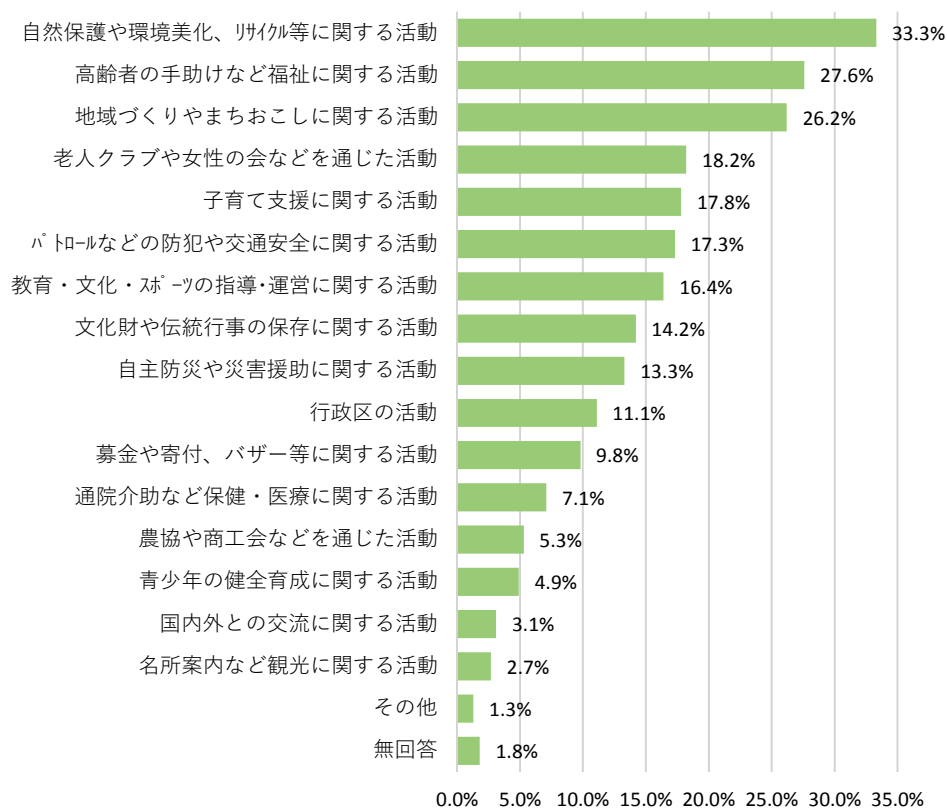
## 5 コミュニティ活動・ボランティア活動の参加状況・参加意向

コミュニティ活動・ボランティア活動の参加状況・参加意向については、「現在不参加、今後参加するつもりはない」と回答された方が最も多く、半数を超えています。



回答者数=627

前問で“参加したい”（「現在参加、今後参加したい」と「現在不参加、今後参加したい」の合計）と回答された方に今後参加したい活動をたずねたところ、「自然保護や環境美化、リサイクル等に関する活動」が最も多く、次いで「高齢者の手助けなど福祉に関する活動」、「地域づくりやまちおこしに関する活動」の順になっています。



回答者数=225

---

## 第2編 基本構想

---



# 第1章 東庄町の将来像

本町は、第5次総合計画において、「躍動・連携・地域力 とうのしょう」を将来都市像としてまちづくりを進めてきました。この根底にあるものは、協働のまちづくりの重要性と、住民が活力を持って暮らしていけることを第1に据える政策指針でした。

第5次総合計画は終了するものの、地方の財政の厳しさや行政の人員適正化の潮流は、第5次総合計画策定時よりも強いものとなっており、これまで以上に住民参画の重要性は増してきています。このことから、平成27年度策定の「東庄町総合戦略」においても、やはり「躍動・連携・地域力 とうのしょう」を基礎として政策を定めています。

これらを踏まえ、第6次総合計画に掲げる将来像については、第5次総合計画と同じメインフレーズを引き続き使うこととします。そして、本計画期間中に検討していくべき大きな課題である人口減少に伴い、地域の宝である子どもたちへの一層の支援や、公共施設等の有効活用をイメージして、「地域の宝を地域で次代へ」をサブフレーズとして定めます。

## 将来像 躍動 連携 地域力 とうのしょう ～ 地域の宝を地域で次代へ ～

### ○「躍動・連携・地域力 とうのしょう」(メインフレーズ)とは…

**躍動**とは…「暮らしやすさ」(町に暮らす住民の躍動感)の象徴

周りを取り巻く環境が厳しくても、住民やまち全体が活力を持って暮らし、元気に活動していけるまちを目指します。

**連携**とは…「協働」、「支え合い」の象徴

住民・地域・行政が支え合い、協働で取組みを進めるまちを目指します。また、東庄町のみで解決しきれない課題は、他自治体と手をとりあって広域的に取り組んでいきます。

**地域力**とは…まちづくりの源泉となる地域が持っている力

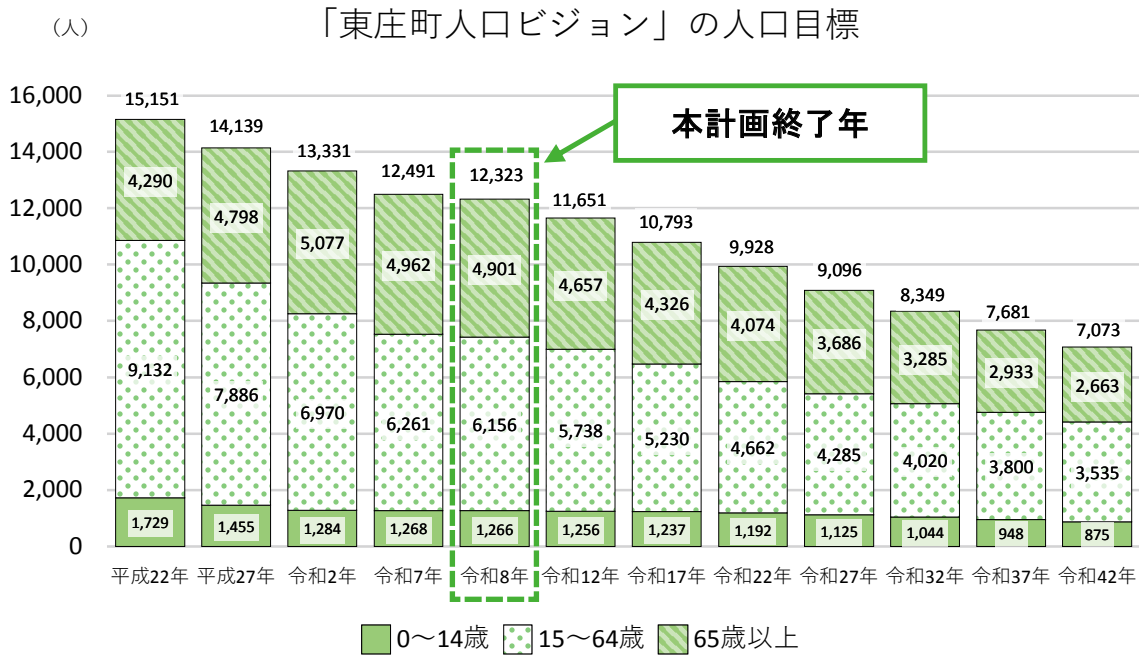
地域に存在・潜在している住民や地域の力が十分に発揮され、持続的に維持・発展していけるまちを目指します。

### ○「地域の宝を地域で次代へ」(サブフレーズ)とは…

産業や福祉、公共施設など、これまで地域が築いてきた財産を、地域が一体となって次代に残していくことをテーマに、施策の展開を図ることを表しています。また、本町の子どもたちもまた、まちの財産であり、次代を生きる子どもたちを地域全体で育むという願いも込めています。

## 第2章 将来人口の見通し

平成27年度に策定した「東庄町人口ビジョン」において、今後約50年間の人口目標を、以下のとおり設定しています。



この推計は令和42年に一定の人口規模を確保することを見ずえたものであり、本計画期間においては、上記の人口と実際の人口推移を見極めながら、きめ細かい施策の展開を行います。



小学校運動会

---

---

## 第3章 土地利用構想

---

---

本町は町域全体を、第5次総合計画においては土地利用区分を8区分としていましたが、本計画においては以下の5区分として、それぞれ次の基本方針を定め、今後土地利用を図ります。

### 1 市街地ゾーン

---

JR成田線沿線の市街地ゾーンについては、道路網の整備充実をはじめ、生活基盤整備を進めます。また、空き家の運用など快適な居住環境の確保に努め、周辺の自然環境と調和した町並みづくりに努めます。

### 2 集落定住ゾーン

---

市街地ゾーン以外の集落地域については、少子高齢化の進展が顕著であることから、道路や排水路の整備など集落環境の維持だけでなく、途切れない確かなコミュニティの構築が必要です。そのためには、コミュニティ施設など地域の「核」となり得る施設の整備と、それを中心とした生活機能の集約など、集落コミュニティ機能を形成・維持するための地域づくりを推進します。

### 3 農業生産ゾーン

---

農用地については、本町農業の持続的発展に向けた活用検討にあわせ、ほ場や農道、用排水施設の整備充実を図り、農業生産基盤の整備を進めるとともに、整備された優良農地の保全及び有効利用、さらには農用地の集積などに努め、地域の特性を活かした生産性の高い農業生産地として長期的に活用していきます。

### 4 工業ゾーン

---

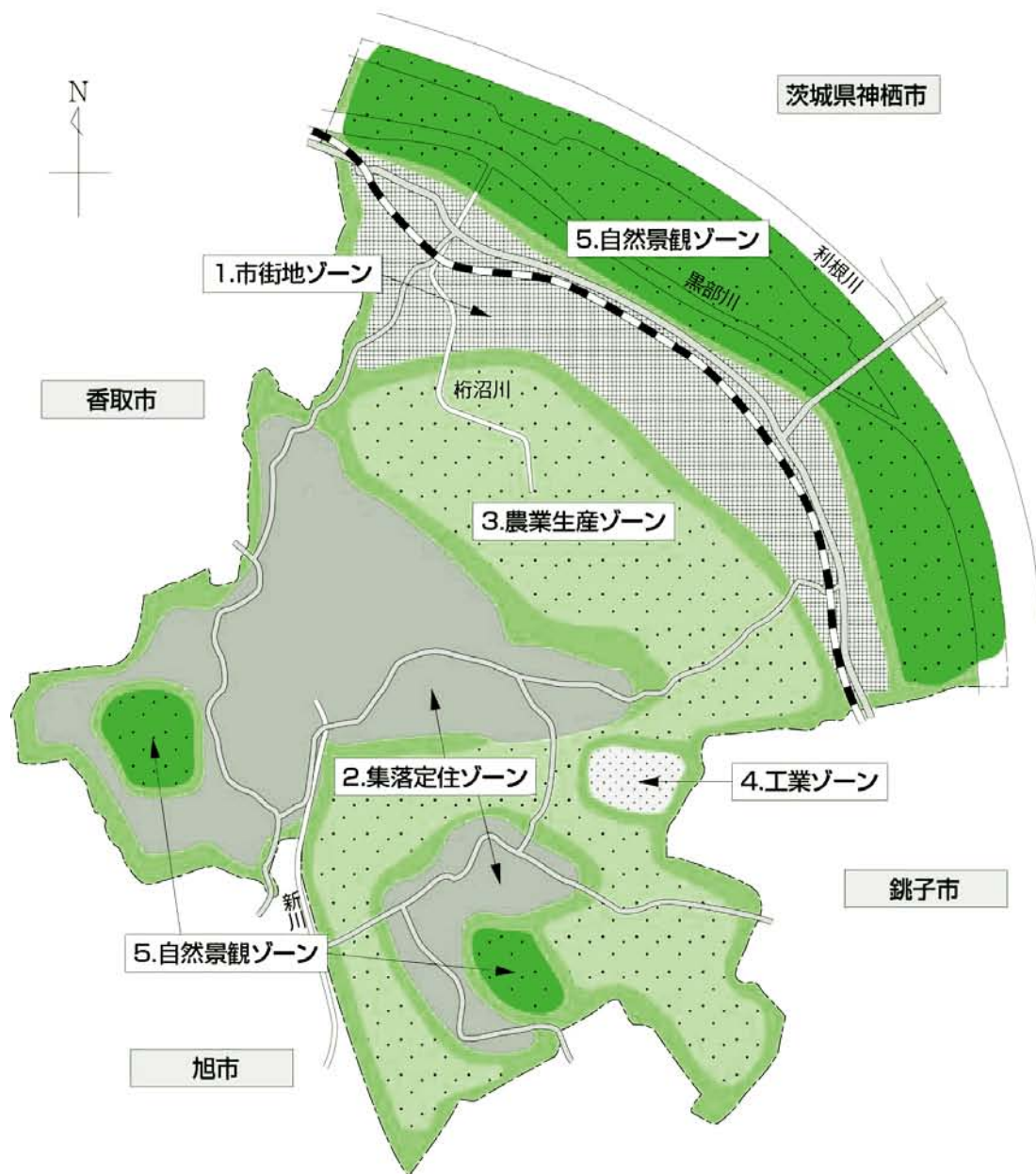
東庄工業団地は、本町の産業や人口政策にとって重要な意味を持っています。アクセス道路などの維持・更新を行いながら、周辺環境と調和した地域づくりを推進します。

### 5 自然景観ゾーン

---

本町の観光資源の魅力を向上させるため、自然景観ゾーンの整備に努め、豊かな自然環境・景観、貴重な歴史資源や風土とふれあえる多様な観光・レクリエーションの場の整備にも取り組み、交流人口の拡大につなげます。

○ゾーン別土地利用構想図

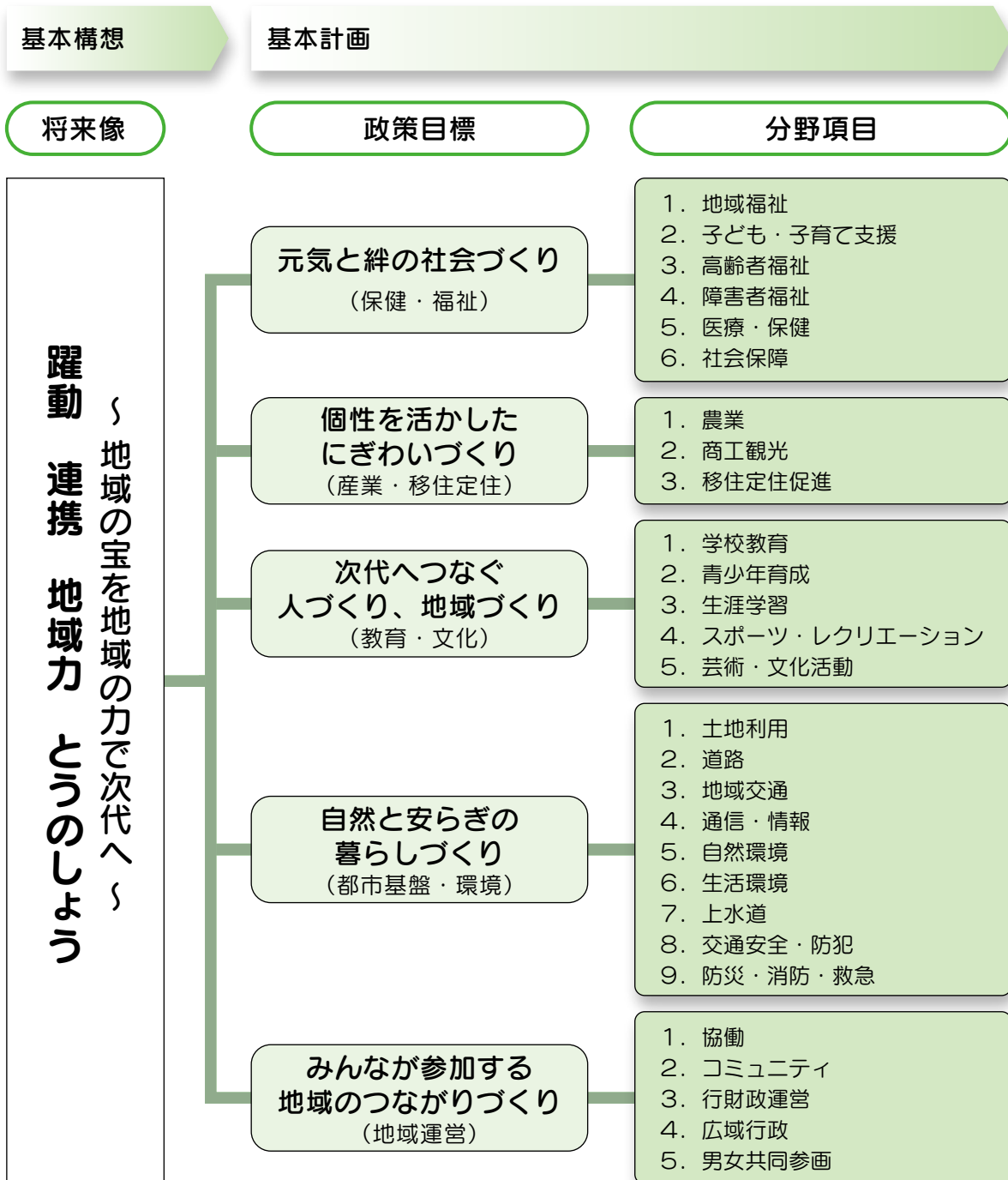


ゾーン名		ゾーン名	
	1. 市街地ゾーン		4. 工業ゾーン
	2. 集落定住ゾーン		5. 自然景観ゾーン
	3. 農業生産ゾーン		

# 第4章 計画の体系

将来像「躍動 連携 地域力 とうのしょう ～ 地域の宝を地域の力で次代へ～」の実現のために、第5次総合計画の体系を再構成した以下の体系のもとに、施策を推進します。

計画体系図



## 第5章 計画の大綱

本計画の体系に定める5つの政策目標について、以下の大綱に基づき、施策を展開します。

### 1 元気と絆の社会づくり（保健・福祉）

高齢化率が30%を超えた本町において、今後、地域コミュニティ機能を維持していくためには、保健・福祉及び医療の維持・充実が不可欠です。

地域医療の中核である東庄病院の維持及び人材確保に取り組みながら、行政・関係機関・地域が連携した地域包括ケアシステムの確立を図り、健康の里づくりを推進します。また、そうした地域が連携するネットワークを、子育て支援、障害者支援など、社会的支援を要する住民に対しても活用することにより、すべての人が安心して暮らせる地域を目指します。

また、子育て支援については、少子化の進む本町の最重要政策です。教育・保育体制の充実だけでなく、子育ての不安の軽減や経済的負担の軽減など、子どもを生み育てやすい環境づくりの一層の推進を行います。

### 2 個性を活かしたにぎわいづくり（産業・移住定住）

本町の産業は、ブランドとして付加価値の高い農産品や、工業団地の展開など、一定の成果があり、結果として、農業の大規模化や工業の拡大につながっています。しかしながら、移住者が就業できるしごとづくりについては、今後の課題です。

農業においては、担い手の減少が進んでおり、持続的な農用地利用は今後も継続して検討していく必要があります。産業基盤である農地の維持管理のためにも、人・農地プランの策定や都市交流の推進などにより、今後の担い手確保に努めます。また、すでに知名度の高い農産品の発信だけでなく、6次産業化や付加価値向上を促進することで本町の農産品のさらなる魅力向上を図り、本町農家全体の収益向上に努めます。

また、商工観光においては、観光イベントの充実や新たな観光ルートの創出、地域固有の資源を活かした交流人口の増進を図り、本町の産業全体の振興に努めます。そして、本町を訪れた人々が移住定住の意向を持った際に、受け入れる体制が整っていることが重要であるため、空き家バンク整備などによる住居の把握・情報発信や移住相談体制の充実など、人の流れを移住につなぐ取組みを推進します。

### 3 次代へつなぐ人づくり、地域づくり（教育・文化）

子どもたちへの教育の充実は、人格形成において重要であるだけでなく、地域への愛着を醸成し、将来の本町を担う人材の輩出にもつながります。生まれ故郷を愛する心を育みながら、急激な社会的変化に対応するために必要な知識や力を身につけ、21世紀の社会を力強く生き抜く力を培います。

また、子どもたちだけでなく、住民全体が地域に愛着を持って長く健康に暮らしていくために、

健康な生活習慣を身につけ、スポーツに親しむことのできる環境を整備します。加えて、芸術・文化活動の支援を図るなど、健康文化的な生活を送る支援を充実します。

こうした取組みを通じ、地域の良さを活かしながら、故郷の発展に努力する人づくりを推進することで、本町を次代へ継承していきます。

#### 4 自然と安らぎの暮らしづくり（都市基盤・環境）

本町の持続的発展のためには、地域資源である豊かな自然を保全しながら、まちとしての機能を維持・更新していく必要があります。

その中でも、高齢化が進行している現状において、生活利便性の維持は重要な課題であり、地域公共交通のあり方の検討や、買い物など生活利便を維持する補完的な取組みを検討し、総合的な生活環境整備を図ります。

また、環境保全のための取組みとして、3R活動、省エネルギー推進や新エネルギーの導入などに取り組み、持続可能な地域づくりに取り組んでいきます。

道路、排水路、町営施設など、公共施設の老朽化が進むことが予想されることから、人口減少の中、限られた財政で効率的な維持・運営を進めます。

人口減少は、防災・消防・救急や交通安全・防犯などの活動の担い手にも影響するため、住民との連携を図りながら、適切な体制整備を推進します。

#### 5 みんなが参加する地域のつながりづくり（地域運営）

地方分権改革や様々な制度改正の進展により、行政の事務負担は増加傾向にあり、絶えず適切なあり方を検討する必要があります。また、住民参画を促進する必要があります。また、財政は今後、さらに厳しい状況となることが予想されるため、町単独で実施の難しい事業については広域連携を行うなど、限られた財源の計画的・効率的運用を推進します。

加えて、人口減少による小学校の統合などにより、地域コミュニティ機能を維持する取組みを新たに検討する必要があります。各地域の特性に着眼し、地域に必要な機能を適切に整備していくことで、コミュニティ機能の維持を図ります。さらに、社会の様々な場への女性の参画を支援します。

---

## 第3編 基本計画

---

後期基本計画（令和4年度～令和8年度）



# 第1章 重点政策

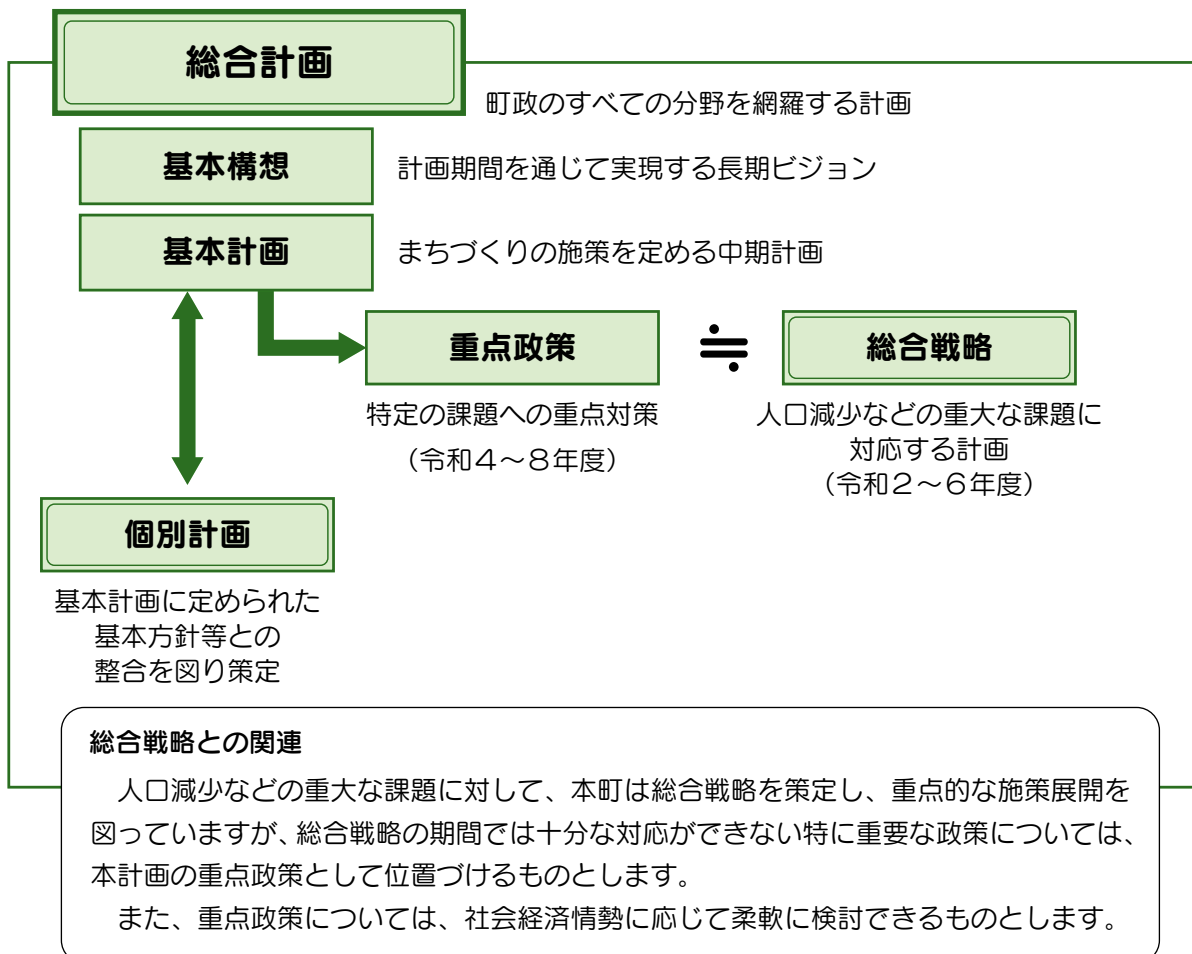
## 第1節 総合戦略との関連

本計画の目的は、将来像「躍動 連携 地域力 とうのしょう ～地域の宝を地域の力で次代へ～」の実現に向けて、総合的かつ網羅的に政策を展開していくことにあります。

しかしながら、人口減少や財政状況を考えれば、まちづくりに関することすべてに潤沢な投資を行うことは困難です。重大な課題に対して、集中的な投資を行うことも必要になってきます。このことを踏まえ、令和2年に策定された「第2期東庄町総合戦略」においては、人口減少・地域活性化という大きな課題への対策を中心として、令和6年度までに展開すべき具体的な施策・事業を位置づけています。

このように、総合戦略は本計画の重点施策と考えるべきものですが、後期基本計画とは期間が異なるため、令和8年度までの後期基本計画期間における重点政策を設定する必要もあります。ただし、この重点政策については、総合戦略と整合のとれたものである必要もあります。

### 重点政策の考え方



## 第2節 重点政策

前節の考え方より、後期基本計画における重点政策を以下のように定めます。

### 後期基本計画の重点政策

## 公共交通ネットワークの構築

住民アンケート結果によると、住み続けたいまちの実現のために、今後、力を入れるべきこととして、「利用しやすい公共交通体系の整備」を求める声が強くなっており、また、「公共交通の状況」については、現状の満足度が低く、かつ、優先的に取り組むべき施策のひとつにあげられています。

本町では、鉄道のほか、タクシーや外出支援バス等の公共交通が整備されていますが、それぞれの運行頻度は多くなく、高齢者等の交通弱者にとっては自由に外出（買い物、通院など）することが難しい状況となっていることから、特に、高齢化の進行による免許返納者の増加など、今後想定される地域住民の移動手段の確保対策として、まちづくりと一体となった持続可能な地域公共交通網の再構築は、喫緊の課題となっています。

そのため、具体的な住民の移動ニーズや公共交通への要望等を把握するとともに、利便性の高い地域公共交通網の再構築を検討し、住民ニーズに応じた効率的で効果的な地域公共交通の形成に向け、利用しやすい交通手段や運行形態の導入を図るなど、住民が今後も住み続けたいと思えるまちづくりを目指します。



公共交通

## 第2章 分野別施策

### 第1節 元気と絆の社会づくり（保健・福祉）

#### 1 地域福祉



#### 現状と課題

高齢者や子ども、障害者などに対する福祉は、行政や事業者だけで行えるものではなく、地域に住んでいるすべての人が、お互いに支え合うという意識を持って参画することが不可欠です。

これまで「ふれあいと支え合いのある心豊かな福祉社会」の実現に向けた取組みとして、主に社会福祉協議会が中心となって、地区社会福祉協議会などによる地域に密着した地域福祉活動が展開されてきました。また、住民やボランティア団体による福祉活動も盛んに行われるようになっていきます。

しかし、令和2年度に実施した「東庄町の今後のまちづくりのための町民アンケート調査」によると、今後、コミュニティ活動・ボランティア活動に参加したくないとの回答が5割を超え、住民の参加意欲は弱いことがうかがえます。

こうした状況や今後予想される人口減少による地域コミュニティの弱体化を踏まえ、生活関連分野全体とつなげながら、地域福祉を推進する必要があります。そのため、生活の様々な場面において、住民一人ひとりが互いに支え合えるような体制づくりを目的とした、全住民対象の「見守りネットワーク」のさらなる推進が求められます。

#### 基本方針

町だけでなく、町内の事業者、社会福祉協議会、住民などがそれぞれの役割や特性を活かしながら「見守りネットワーク」を推進し、その関係性を深めていくことで、必要なときに適切な福祉サービスを利用しやすい仕組みづくりや、福祉サービスの内容と提供体制の充実、交流の場や住民参画の機会の充実を促進します。

#### 施策体系

地域福祉

—— 地域福祉の充実

## 施策

### （1）地域福祉の充実

主な取組み	担当課・係
①地域福祉計画の見直し 地域福祉施策について、取組みを体系化し推進するため、地域福祉計画を見直します。	健康福祉課福祉係
②社会福祉協議会や住民等の地域福祉活動支援・参加促進 地域福祉の担い手を育成していくため、住民の地域福祉への関心を深める広報活動を充実しながら、ボランティア団体の活動基盤づくりや、新たな担い手としてセカンドライフ世代の方の参画を促進します。	健康福祉課福祉係
③見守りネットワークによる地域福祉の推進 地域が一体となってお互いに支え合う体制構築のさらなる推進のため、住民啓発や協力機関との連携調整を図り、「見守りネットワーク」の活動を促進します。	地域包括支援センター、 健康福祉課福祉係
④虐待・DV防止等のための啓発活動及び相談・支援 虐待等の未然防止・早期発見に向け、虐待等に関する知識の普及啓発を図るとともに、認知症や権利擁護についての相談窓口や通告義務についての周知を図ります。	地域包括支援センター、 健康福祉課福祉係、 健康福祉課保健衛生係、 健康福祉課子育て支援係

## 設定目標

指標名	現状値 (上段：R元年度) (下段：H27年度)	目標値 (R8年度)	担当課・係
見守り協定締結事業者数	14事業者 8事業者	22事業者	健康福祉課福祉係、 地域包括支援センター

## 2 子ども・子育て支援



### 現状と課題

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。また、経済状況を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭が増加し続けているため、仕事と子育ての両立を希望する者を支援する環境の整備が求められるなど、子育てを巡る地域や家庭の状況は変化しています。

このような社会や経済の環境変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境変化によって、子育ての負担や不安、孤立を感じる保護者の増加や児童虐待の深刻化、待機児童問題など、様々な課題があります。

本町では、平成31年度に認定こども園が整備されましたが、今後も町内の民間保育園や子育て支援センターとともに、質の高い教育・保育や子育て支援を行っていくことが求められています。また、在宅で子育てをしている保護者への子育て支援も充実させていく必要があります。

すべての子どものために、安心な妊娠・出産の確保と、妊産婦・子育て家庭の孤立を防ぎ、出産・子育てに関する不安や負担感を軽減するため、妊娠期から切れ目なく継続した育児支援を、行政・関係機関・地域が協働で行うことが必要となります。

地域ぐるみで子どもを育て見守る体制を推進し、子どもの健全育成のための施策充実を図ることで、すべての子どもの最善の利益の実現を図ることが必要です。

### 基本方針

子どもの最善の利益を実現するために、子どもの健全育成に向けた施策を推進します。また、妊産婦・子育て家庭の孤立を防ぎ、出産・子育てに関する不安や負担感を軽減するため、妊娠・出産・育児に対する切れ目ない支援を、行政・関係機関・地域が協働しながら推進します。

### 施策体系

子ども・子育て支援

多様な子ども・子育て支援の充実  
子育てに係る不安・負担感の軽減

## 施策

### （1）多様な子ども・子育て支援の充実

主な取組み	担当課・係
<p>①多様な保育や子育て支援サービスの充実</p> <p>こども園・保育園・子育て支援センター・児童館などにおける教育・保育の質の向上や子どもの居場所の確保に努め、ニーズに応じた子育て支援サービスの充実を図ります。</p>	健康福祉課子育て支援係
<p>②放課後児童クラブの充実</p> <p>放課後の子どもたちが安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行えるよう、放課後子ども教室と連携し、学習・体験活動を通して、放課後児童クラブ活動の充実を図ります。</p>	健康福祉課子育て支援係
<p>③ファミリーサポート支援活動の促進</p> <p>妊婦や就学前の子どもがいる世帯に対して、セカンドライフ世代の住民が中心となり、家事や子どもの世話などの一時的な負担軽減を行いながら、多世代交流など地域ぐるみで子どもの成長につながるサポートを推進します。</p>	健康福祉課子育て支援係
<p>④町内の子育てに関する情報の周知・発信（子育てガイドブック、ホームページの充実など）</p> <p>すべての子育て世帯が適切な支援を受けられるよう、「子育てガイドブック」や、ホームページ「子育て応援コジユリンなび」の更新により、町内の子育て支援内容がわかりやすく伝わるよう発信します。</p>	健康福祉課保健衛生係、健康福祉課子育て支援係
<p>⑤妊娠や子育て等に係る医療費等支援</p> <p>貧困により生じる教育や生活の課題について、子どもの健全育成のために必要な支援を検討します。</p>	健康福祉課保健衛生係



こども園の子どもたち

## (2) 子育てに係る不安・負担感の軽減

主な取組み	担当課・係
<p>①訪問指導、相談の場の充実</p> <p>妊娠・出産・育児期間中の母子の健康及び保護者の負担感の軽減を図るため、訪問指導や相談の場を充実します。</p>	健康福祉課保健衛生係、健康福祉課子育て支援係
<p>②子育て家庭への支援の充実</p> <p>妊娠・出産・子育て期間中の方を対象にした、パパママ講座、マタニティ講座、産後ママ講座などの取組みを推進し、地域で同じ悩みを持つ方同士がふれあい支え合えるよう支援を行います。</p> <p>また、令和3年度から子育て応援祝金支給事業により、出産祝金、小中学校入学祝金を支給し、子育て家庭への支援の充実を図ります。</p>	健康福祉課保健衛生係、健康福祉課子育て支援係
<p>③要保護児童対策地域協議会の活動促進</p> <p>要保護児童対策地域協議会などを通じ、虐待の未然防止・早期発見を推進し、行政・関係機関・地域が一体となった早期対応・支援を行います。</p>	健康福祉課子育て支援係

## 設定目標

指標名	現状値 (上段：R元年度) (下段：H27年度)	目標値 (R8年度)	担当課・係
ファミリー・サポート・センターの登録人数	77人 -	90人	健康福祉課子育て支援係



ファミリー・サポート・センター

## 3 高齢者福祉



### 現状と課題

本町は高齢化率が進行しており、平成27年度に実施した国勢調査に基づく推移では、2040年には65歳以上の高齢者人口割合が約50%と推計されています。また、町の高齢者のいる一般世帯（総世帯数のうち、施設の入所者や病院等の入院者等を除いた世帯数）は66.2%で、国40.7%・県39.5%と比較すると高い数値となっています。今後、世帯での介護が必要になると思われるとともに、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」や認知症の方が認知症の家族を介護する「認認介護」など、介護の担い手不足の問題が増加する懸念があります。

介護保険事業について、現状、町内には介護老人保健施設や地域密着型介護施設などに加え、特別養護老人ホームが整備され、サービス提供量の拡充に取り組んでいます。しかし令和3年度現在、認知症対策については本町内にグループホームがありません。したがって、専門医による早期診断、早期対応につなげる対応を今後検討していくとともに、認知症の方や家族を応援する認知症サポーターの育成など地域住民による支援を推進することも必要です。

介護予防などについてはこれまでの取組みが一定の成果をあげていると考えられ、平成27年度の千葉県健康格差分析事業報告書によれば、本町は、65歳以上の住民の健康寿命が県下で最も長いという結果になっています。（平均寿命と平均自立期間の差が県下で最も小さい）

また、介護が必要な方の増加に伴い、介護をする方の負担感へのケアも重要になります。そのためには行政だけではなく、地域が一体となって家族などもケアできる体制を整備する必要があります。

こうしたことを踏まえ、地域包括支援センターを中心に、行政・関係機関・地域が地域ケア会議などによる連携強化を通じて、高齢者を支援する地域包括ケアシステムの確立に向けて取り組んでいます。

### 基本方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、行政・関係機関・地域が緊密に連携する地域包括ケアシステムを確立します。

また、地域が高齢者を支えるため、地域ケア会議やボランティア育成を行うだけでなく、高齢者自身がシニアクラブやサロン活動など生活の質の向上のために活動することへの支援を行うなど、高齢者を取り巻く地域ネットワークづくりを推進することで、住み慣れた地域で安心して暮らせる体制を整備します。

そして、こうした取組みを持続していくため、介護予防事業に重点的に取り組むなど、介護保険制度を適切に運用し、今後のサービスの安定供給を図ります。



## 施策体系



## 施策

### (1) 地域包括ケアシステムの確立

主な取組み	担当課・係
<b>①地域包括支援センターの機能強化</b> 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センターを総合相談窓口として、行政・地域・医療福祉など関係機関との連携を図りながら、地域包括的な支援体制を強化します。	地域包括支援センター
<b>②高齢者を支援する地域ネットワークづくり</b> 地域が一体となって支え合うため、行政・地域・医療福祉など関係機関との連携を図りながら、地域ネットワークづくりを推進していきます。	健康福祉課福祉係、 地域包括支援センター

### (2) 高齢者福祉・介護保険事業の運営

主な取組み	担当課・係
<b>①介護施設等の設置・拡充促進</b> 高齢者介護については、在宅介護を基本としながら、入所が必要な方の要望に対応できるよう施設整備を促進します。	健康福祉課介護保険係
<b>②デイサービス事業の推進</b> 高齢者の健康な生活の維持と、健全な介護保険の運営のために、高齢者の介護予防への積極的な参加を促進します。	健康福祉課福祉係
<b>③介護予防事業の強化</b> 高齢者の健康な生活の維持と、健全な介護保険の運営のために、高齢者の介護予防教室や講座等への積極的な参加を促進します。	健康福祉課介護保険係、 地域包括支援センター
<b>④認知症高齢者支援対策の推進</b> 認知症については、地域包括ケアシステムにおいて早期対応を検討するとともに、認知症サポーターなど地域住民による支援も促進します。	健康福祉課福祉係、 地域包括支援センター

主な取組み	担当課・係
⑤家族介護者への支援 介護者を対象とした教室の企画や介護に関する相談体制の充実を図り、介護者への支援を推進していきます。	地域包括支援センター

### （3）高齢者の生きがいとつどいの創出

主な取組み	担当課・係
①ボランティアやシニアクラブなど高齢者活動の促進 オーシャンプラザを拠点としながら、ボランティア活動や就業機会の創出など、高齢者の地域社会での活動を促進します。	健康福祉課福祉係
②高齢者の生きがいとつどいの場の創出検討 高齢者の交流を促進するため、つどいの場の創出について検討します。	健康福祉課福祉係、 教育課生涯学習係

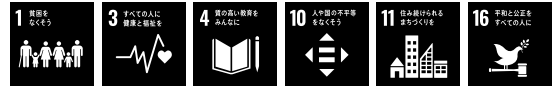
### 設定目標

指標名	現状値 (上段：R元年度) (下段：H27年度)	目標値 (R8年度)	担当課・係
介護予防教室の参加人数 (年間)	187人 275人	250人	健康福祉課介護保険係



介護予防教室

## 4 障害者福祉



### 現状と課題

保健・医療・福祉の連携のもと、障害者も地域住民の一人として暮らせる地域づくりが必要であり、そのためには、地域での自立した生活への移行に向けた支援を一層推進することが求められます。

本町内外には、障害者への支援活動を行う団体として、東庄町身体障害者福祉会、手をつなぐ親の会、精神障害者家族会「かとり会」などの団体があります。これらの団体と連携を図りながら、障害者の自立を促進していく必要があります。

### 基本方針

障害者の状況やニーズを的確に把握し、行政・関係機関・地域の連携のもとに総合支援を行いながら、地域で自立できる環境づくりと支援事業の充実に努めます。

### 施策体系



### 施策

#### (1) 障害者の総合支援

主な取組み	担当課・係
<b>①障害者自立支援の充実</b> 障害者の地域での生活を実現していくために、在宅支援の各種サービスについて、その充実を図るとともに、自立生活を支援するために総合的に提供します。 様々な支援に関する情報について、障害者それぞれの環境に応じた周知を図ります。	健康福祉課福祉係
<b>②障害者支援ボランティアの育成支援</b> 入所施設を利用する方については、地域生活への移行や地域での生活を重点的に支援し、施設が地域の在宅生活支援の拠点としての機能も果たせるよう取り組みます。	健康福祉課福祉係

主な取組み	担当課・係
③生きがいつくりに係る生涯学習の場の提供 障害者が心豊かに生きがいを持って暮らしていけるよう、生涯学習などの場の提供を推進します。	健康福祉課福祉係、 教育課生涯学習係

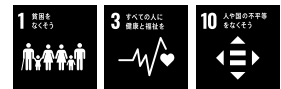
## (2) 障害者の社会参加支援

主な取組み	担当課・係
①障害者への相談・情報提供機能の充実 町内各施設における相談体制を充実するとともに、広域的な相談支援機関との連携強化と情報周知を図ります。	健康福祉課福祉係
②障害者の就労支援 障害者の就労を促進するために、保健・医療・福祉の機能的な連携及び雇用主や企業等との連携を図るとともに、就労後のフォローを行うバックアップ体制の充実を図ります。	健康福祉課福祉係

## 設定目標

指標名	現状値 (上段：R元年度) (下段：H27年度)	目標値 (R8年度)	担当課・係
自立支援サービス支給決定者数	74人 73人	102人	健康福祉課福祉係
障害者の生きがいつくりをサポートした講座数(年間)	0講座 -	2講座	教育課生涯学習係

## 5 医療・保健



### 現状と課題

本町は、東庄病院（一般病床32床、療養病床48床）と保健福祉総合センターが併設するエリアを「健康づくりの里構想」の中心拠点と位置づけ、医療・保健のネットワーク構築を図ってきました。

東庄病院の診療科目は内科、整形外科であり、経営状態については近年赤字と黒字が交錯しています。また、「国保東庄病院新改革プラン」に基づいて、持続的な病院経営に努めています。高齢化に伴い在宅医療の重要性が増大する懸念がある中で、訪問看護事業所が1箇所のため、地域医療の体制には課題が残っています。今後、旭中央病院を核として、町内2箇所の開業医院と5箇所の歯科医院との地域医療連携を進めながら住民のニーズに対応できる機能充実を図るとともに、医師等医療人材の確保に取り組む必要があります。また、地域包括ケアシステムの確立のためには、総合診療専門医の育成に努め、保健・医療・福祉・介護のさらなる一体化を進めることが求められます。

保健については、健康診査や健康教育・相談などを計画的に実施し、住民の健康づくりを推進してきました。社会的にも生活習慣病への関心が高まり、また、高齢化が進む中で介護予防の重要性の認識が高まっており、住民の主体的な健康づくりの促進に一層取り組んでいく必要があります。

また、母子保健における健康診査や予防接種などは、母子の心身ともの健康を確認する重要な機会であるため、課題のある方に関しては専門機関の対応へつなぐとともに、健康づくりや食育の啓発を行うことで、主体的な健康づくりを促進することが重要になります。

加えて近年、過労や貧困などの問題から、メンタルヘルスに課題を抱える方が増加しており、身体の健康だけでなく、心の健康づくりも推進する必要があります。

### 基本方針

東庄病院は、地域医療の中核として医療水準の維持・向上に努めるとともに、行政や町外の医療機関と連携し、地域包括ケアシステム及び広域医療ネットワークの確立に努めます。

また、住民自らが健康意識を高め、健康増進に取り組むため、一次予防に重点を置いた住民参加型の健康づくりを推進し、健康寿命の延伸や医療費の削減に取り組めます。また、本町の恵まれた自然や温かみのある地域のふれあいなどの特性を、大切な資源ととらえ食育を推進します。

### 施策体系



## 施策

### （1）地域医療の充実

主な取組み	担当課・係
①医療と保健・福祉・介護の連携強化 東庄病院を地域医療の中核として、広域的な地域医療機関とのネットワーク構築を推進するとともに、療養病床の再編を含めた機能強化を図ります。	東庄病院、 健康福祉課福祉係、 健康福祉課介護保険係
②広域的な地域医療ネットワークの推進 東庄病院を地域医療の中核として、広域的な地域医療機関とのネットワーク構築を推進します。	東庄病院
③医療人材の確保 医師及び看護師など医療人材の確保に取り組みます。	東庄病院
④地域包括ケアシステムにおける在宅医療の推進 地域包括ケアシステムの推進に伴い、在宅医療を支える緊急対応可能な他職種連携の体制の構築を推進します。	東庄病院、 訪問看護ステーション
⑤「国保東庄病院新改革プラン」の実行 介護療養病床の転換、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策の充実を推進します。	東庄病院

### （2）保健・健康づくりの充実

主な取組み	担当課・係
①住民の主体的な健康づくりに向けた意識啓発 住民一人ひとりが「自らの健康は自らがつくる」という意識を高め、主体的な健康づくりに取り組むよう、自主組織の整備や組織間の連携などを支援します。 生涯を通じて健やかな食生活を送ることを目指し各年齢層に応じた取組みを行っていきます。また、地産地消の推進をすることで、住民の地域への愛着を醸成します。	健康福祉課保健衛生係
②健康診査体制の強化と感染症対策（予防接種等）の充実 住民のニーズに応じた健康診査体制や各種予防接種体制を整備し、充実させます。	健康福祉課保健衛生係
③生活習慣病対策の推進 住民のニーズに応じた各種保健事業の運営企画を行い、健康づくりや生活習慣病予防、歯科保健活動を充実させます。	健康福祉課保健衛生係
④母子保健の充実 母子保健における健康診査などの機会に、課題のある母子を把握した場合には、関連課や専門機関などと十分な連携をとりながら、切れ目ない支援を行います。	健康福祉課保健衛生係

主な取組み	担当課・係
<b>⑤こころの健康づくりの推進</b> こころの健康づくりについて、関係機関と連携しながら相談などの支援を推進します。	健康福祉課保健衛生係

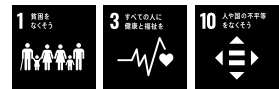
## 設定目標

指 標 名	現状値 (上段：R元年度) (下段：H27年度)	目標値 (R8年度)	担当課・係
乳幼児健診の受診率	98.6% 96.3%	99.0%	健康福祉課保健衛生係
成人各種検診の受診率	20.2% 27.8%	30.0%	健康福祉課保健衛生係
各種予防接種率	81.7% 72.5%	85.0%	健康福祉課保健衛生係
東庄病院の病床利用率	62.3% 68.4%	70.0%	東庄病院



東庄をおもう

## 6 社会保障



### 現状と課題

わが国の医療保険は職域に応じ、事業所などで働く方のための健康保険、自営業の方などのための国民健康保険などがあり、住民の健康管理と健康増進に大きく貢献し、重要な役割を果たしています。しかし、高齢化の進展などにより、医療費は増加の一途をたどっており、国民健康保険の財政状況は厳しい状況にあります。千葉県において、平成30年度に国保事業の財政運営責任などが市町村から県へ移管されましたが、町としても県と連携し、健全な財政運営に努める必要があります。

また、平成20年度から導入された後期高齢者医療制度について、保険者は千葉県後期高齢者医療広域連合ですが、被保険者の加入・脱退の届出や保険証の交付、保険料の徴収、給付に関する申請受付、広域連合への進達事務などは町が行っています。

これらについて、保険税・料収納率の維持・向上を図りつつ、被保険者の疾病予防の推進による医療費の抑制を行うことにより、健全な運営を行うことが求められています。

国民年金制度は、全国民共通の基礎年金の導入など、老後をはじめ、障害や死亡の場合の生活の支えとして大きな役割を果たしてきました。国民年金事業は国の事業とされていますが、国民年金の老齢基礎年金受給手続きや、減免の相談、申請の受理、年金事務所へつなぐ進達事務などは町が行っています。

今後も、国民年金被保険者となる住民の正確な把握と、国民年金制度への理解を広めることにより、住民の受給権の確保に努めていくことが必要です。

### 基本方針

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の持続的かつ安定的な運営を確保するために、収納率の維持・向上を図ります。また、特定健康診査や予防対策の推進により、疾病の予防・早期発見に努め、医療費の適正化を図ります。

国民年金についても、制度の周知啓発や相談業務の充実を通じ、適正な納付を促し、納付率の向上に努め、年金受給権の確保を図ります。

### 施策体系





## 施 策

### (1) 国民健康保険の健全運営

主な取組み	担当課・係
①特定健康診査や予防対策の実施による医療費適正化の推進 特定健康診査などや予防対策を通じ、被保険者の健康保持増進を図り、医療費の適正化に努めます。	町民課国保年金係
②国民健康保険税の収納率向上 夜間延長窓口の開設や口座振替の促進、コンビニ納付等納付方法の拡充等により、期限内納付を促進し、収納率向上を図ります。	町民課賦課徴収係

### (2) 後期高齢者医療制度の健全運営

主な取組み	担当課・係
①健康診査や予防対策などの実施による医療費適正化の推進 健康診査や介護予防対策を通じ、後期高齢者の健康保持増進を図り、医療費の適正化に努めます。	町民課国保年金係
②後期高齢者医療保険料の収納率向上 夜間延長窓口の開設や口座振替の促進、コンビニ納付等納付方法の拡充等により、期限内納付を促進し、収納率向上を図ります。	町民課賦課徴収係

### (3) 国民年金事業の適切な事務取扱い

主な取組み	担当課・係
①国民年金制度の周知及び相談の充実 国民年金対象者の的確な把握と適用に努めるとともに、納付猶予や免除申請など制度の周知や相談業務を充実することにより、保険料の適正な納付を促し、納付率の向上に努め、年金受給権の確保を図ります。	町民課国保年金係

## 設定目標

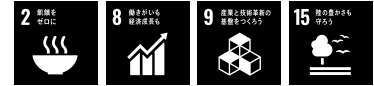
指標名	現状値 (上段：R元年度) (下段：H27年度)	目標値 (R8年度)	担当課・係
国民健康保険税収納率	94.6% (H29～R元の平均) 92.7% (H23～H27の平均)	95.0%	町民課賦課徴収係
国民健康保険被保険者 一人あたり医療費 (年間)	317,695円 309,637円	365,349円 (15.0%増以内に抑える)	町民課国保年金係



検診

## 第2節 個性を活かしたにぎわいづくり（産業・移住定住）

### 1 農業



#### 現状と課題

本町の総農家戸数は594戸（2020年農林業センサス）で、販売農家戸数はその約8割にあたる480戸です。農家戸数は長期的に減少傾向が続き、2015年農林業センサスの総農家数と比較するとおよそ20%減少しています。また、農地の利用状況は、経営耕地面積1,477haのうち田1,166ha、畑311haとなっています。本町の地勢は条件の良い平坦地の農地も多くありますが、山間地には傾斜地を開いた棚田畑も多く、農地の集積が容易でない地区も少なくありません。

農家の高齢化や後継者不足により離農が進んでいることから、遊休農地も増加傾向にあります。これに対しては、人・農地プランの策定などを通じて、担い手を明確にし、農地中間管理事業の活用等により、認定農業者や集落営農、農業法人など、担い手への農地集積や集約といった農地流動化に向けた取組みを促進する必要があります。

農産物については、コカブなど伝統的に生産されているものに加え、イチゴや豚などの付加価値の高いものも生産されています。イチゴについては観光イチゴ園などの取組みにより、本町の交流人口増進に大きく貢献しています。豚についても、ブランド化による付加価値の向上や、食肉センターによる流通の促進によって、畜産農家の所得確保につながっています。

これらの現状から、本町の農業においては、付加価値の高い農業のさらなる振興と、遊休農地の解消などの農業基盤の整備が、大きな柱であると考えられます。そのためには、農業後継者の育成や都市農村交流、町内外からの新規就農者募集など、担い手確保への一層の取組みが必要です。

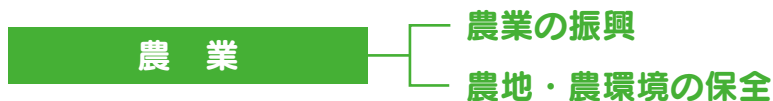
また、本町住民の農業への愛着を深めるとともに、小規模生産の農家の展開の場として、農産物を活用できる拠点の整備について検討します。

#### 基本方針

農業生産の展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを目的として、農業振興地域整備計画に即した農地整備を行い、生産基盤としての機能確保に努めます。

また、本町の付加価値の高い農産物のPRや、特産加工品の開発などによる6次産業化に取り組むなど、農業の収益性向上を支援します。加えて、関係機関の連携のもと、人・農地プランの策定や都市農村交流の推進など、本町の農業の担い手確保に向けた取組みも展開します。

## 施策体系



## 施策

### (1) 農業の振興

主な取組み	担当課・係
<b>①認定農業者や集落営農組織等担い手の確保</b> 認定農業者の認定や集落営農、農業法人化など、担い手の大規模化・効率化を促進することにより、農業経営に必要な機械等設備の整備を推進して持続可能な農業経営のための担い手の確保に努めます。	まちづくり課農政係
<b>②食肉センターの適切かつ効率的な運営</b> 指定管理者制度により、施設の健全な管理運営を行い、安定かつ適切な処理を実施し、効率的な運営に努めます。	まちづくり課農政係
<b>③6次産業化やブランド化に向けた取組みの支援</b> イチゴや豚など付加価値の高い農産物により、すでに一定の認知のある本町農業のさらなる発展のため、6次産業化や農産物のブランド化に向けた取組みを促進し販路拡大につながるよう、農家や出荷団体、関係機関と連携して付加価値向上に向けた取組みを検討します。	まちづくり課農政係
<b>④実質化に向けた人・農地プランの策定促進</b> 高齢化や後継者不足により地域の農家が減少傾向にあることから、地域の活発な話し合いを通じて、地域で耕作を続ける担い手と農地を貸し出す出し手を明確にして、地域の農地の維持や集積、集約化の方針を定めるため実質化された人・農地プランの策定を促進していきます。	まちづくり課農政係、 農業委員会事務局
<b>⑤農地中間管理事業の活用による農地の集約・集積</b> 認定農業者や集落営農、農業法人などの担い手への農地集約、集積のため、農地中間管理事業の活用を推進し、農地の整備事業を促進します。	まちづくり課農政係、 農業委員会事務局
<b>⑥新規就農者への情報提供・育成支援</b> 新規就農者へ窓口による相談や外部関係機関と連携した研修機関を紹介するなど、就農初期の不安を解消し、新規就農者の定着支援に努めます。	まちづくり課農政係、 農業委員会事務局

主な取組み	担当課・係
⑦農村ふれあい塾など体験交流活動の充実 農村ふれあい塾など、地域住民や都市住民の体験交流を通じ、新たな活力ある農業への展開を目指します。	まちづくり課農政係

## (2) 農地・農環境の保全

主な取組み	担当課・係
①地力増強対策の推進 畜産農家との連携による田畑への堆肥の投入などの資源を有効活用した取組みを促進することで地力強化に努めます。	まちづくり課農政係
②遊休農地などの流動化 町内の農地を適正に管理するため、農地の利用状況を調査し、遊休農地の早期発見、解消に努め、農地中間管理機構への貸付けを促進し、担い手への集積を推進します。	まちづくり課農政係、 農業委員会事務局
③農業・農地の多面的機能の維持 町内農地の多面的機能の発揮を促進し、地域で取り組む農地・農業施設（排水路・農道など）の維持管理活動を支援し、町内農地の維持に努めます。	まちづくり課農政係

## 設定目標

指標名	現状値 (上段：R元年度) (下段：H27年度)	目標値 (R8年度)	担当課・係
農地利用権設定面積	411.9ha 328.7ha	530.0ha	まちづくり課農政係
認定農業者数	133人 122人	145人	まちづくり課農政係

## 2 商工観光



### 現状と課題

本町の商業は、卸売・小売店のほとんどが家族経営の小規模店であり、高齢化・消費者ニーズの変化に伴い商店数は減少傾向にあります。今後、高齢化がさらに進行した際、町内の買い物利便の確保について検討が必要になるため、商業の趨勢は産業だけの課題ではありません。

工業は、東庄工業団地による企業誘致の成果もあり、一定の産業規模を維持しています。しかし、社会経済情勢の影響により、厳しい経営を迫られる製造業も多く、経営改善に向けた情報提供などの支援を検討する必要があります。

観光については、自然を楽しめる東庄県民の森や歴史資源のほかに、農業におけるイチゴ狩りやその他の体験交流、また、弓道場などスポーツ施設を活用した合宿、ゴルフ場など、個性的な地域資源に根ざした観光の取組みが行われています。また、平成28年より東庄パーク&ビア夏祭りを開催するなど、地域資源を活かしたイベントも推進しています。

観光振興については広域で行うメリットが高く、北総観光連盟（東庄町、銚子市、香取市、成田市、佐倉市、神崎町、栄町）による観光イベントの推進などを行っています。

しかしながら、首都近郊という交通利便性のある立地は、日帰り観光へのシフトや滞在時間の短縮につながっており、観光振興による滞在時間の延伸だけでなく、地域での消費促進に向けた取組みが必要です。また、交流人口の増進を、将来的な本町の人口増進につなげるために、移住定住促進を視野にしたプログラムを検討することも重要です。

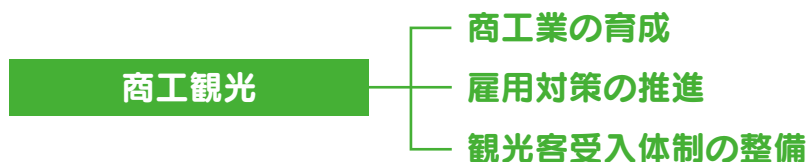
### 基本方針

経営改善に向けた情報提供を充実するなど商工観光業振興に取り組みます。また、農林漁商工連携による6次産業化を推進することにより、地域資源を活用した産業振興を促進します。

また、事業者だけでなく就業希望者への支援として情報提供を行うとともに、健全な雇用環境維持のため、制度や労働者の権利についての周知を推進します。

交流人口の増進を図るために、着地型観光の推進や、通年誘客のためのイベントの検討などを通じて、本町ならではのグリーンツーリズムを推進するとともに、広域で行う観光イベントを推進します。

### 施策体系



# 施 策

## (1) 商工業の育成

主な取組み	担当課・係
①商工業事業者支援に係る各種制度の周知・情報提供 商工業者・商工会などが取り組む事業の支援や、国や県の推進する商工業支援の制度や事業についての周知を推進します。	まちづくり課産業振興係
②農林漁商工連携、6次産業化の促進 農林漁商工連携のもと、一次製品の6次産業化を推進し、地域資源を活用した産業振興を図ります。 本町で伝統的に営まれてきた製品加工業について、販売支援を行います。	まちづくり課産業振興係
③買い物利便の総合的な確保 高齢者など自動車での移動が困難な方が暮らしやすい買い物利便の維持に努め、町内循環バス「おでかけ号」の運行ルートの検討と並行し、地域の実情に応じた買い物支援体制づくりについて検討します。	まちづくり課産業振興係

## (2) 雇用対策の推進

主な取組み	担当課・係
①就業支援情報の提供 就業支援の制度や事業などについて、ホームページ等を有効活用し、情報提供を推進します。	まちづくり課産業振興係
②若年層や高齢者の就業支援 求職中の若年層や今後増加する高齢者の就業を支援するため、ハローワークや近隣自治体と連携し、就職面接会の開催を推進します。	まちづくり課産業振興係
③雇用に関する情報の周知と提供の推進 職場内での労働時間や労働環境の維持改善に向け、事業者・労働者双方に向けて、法律や制度の情報提供を推進します。	まちづくり課産業振興係

## (3) 観光客受入体制の整備

主な取組み	担当課・係
①地域資源を活用した観光振興 観光農業の主力であるイチゴや、都市住民の体験交流の推進など、農業と連携した観光誘客を図ります。 また、史跡や自然など既存の地域資源を活用して、サイクルツーリズムなど新たな観光目的を創出し、滞在時間の延伸と地域での消費促進を図ります。	まちづくり課産業振興係

主な取組み	担当課・係
②観光資源のPR及び特産品などの販路拡大の促進 観光協会などと連携しながら、町内の観光資源のPRを推進するとともに、特産品などの販路を拡大するための体制づくりの検討を行います。また、必要に応じ、観光拠点づくりの検討を行います。	まちづくり課産業振興係
③スポーツ施設を活用した交流人口増進 相撲場や弓道場など、伝統的かつ本町固有のスポーツ資源を活用し、合宿の誘致などによる交流人口増進を図ります。	まちづくり課産業振興係、 教育課生涯学習係
④広域的な観光施策の展開 広域観光連携を推進し、多様な観光資源を活かした滞在コンテンツの充実を図り、滞在時間の延伸と地域の消費促進を図ります。	まちづくり課産業振興係

## 設定目標

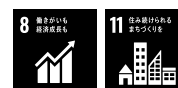
指標名	現状値 (上段：R元年度) (下段：H27年度)	目標値 (R8年度)	担当課・係
製造品出荷額等（年間）	232.2億円 158.8億円	300億円	まちづくり課産業振興係
観光入込客数（年間）	154,342人 149,249人	170,000人	まちづくり課産業振興係



いちご



## 3 移住定住促進



### 現状と課題

本町の人口移動の現状は、転出数が転入数を上回る社会減が継続しており、若い世代の転出超過が見られます。特に女性に関しては、子育て世代である20代から30代の転出超過が顕著となっています。そのため、いかに若い世代に来てもらい定住してもらうか、また本町へのU・I・Jターンの促進が課題となっています。

本町への転入意向のある方へ町内の住宅情報を発信する事業者が少なく、転入機会を逃している懸念があります。一方で、町内に空き家や使用していない宅地もあるため、これらのニーズのマッチングを図る取組みが求められます。

また、本町では晩婚化、少子化が進んでいるほか、住民の未婚率が増加傾向にあることも課題であり、その傾向を食い止めるため、結婚の希望のある住民に対しての支援も検討する必要があります。

### 基本方針

就学や就職で本町から転出した方や、観光で本町を訪れ移住意向を持った方が、円滑に本町へ移住できる体制整備として、観光振興と連携した移住情報の発信や、空き家バンクや空き家の整備などを通じ、既存住宅等を活用したマッチングや居住支援を推進します。また、結婚の希望をかなえる支援にも取り組みます。

### 施策体系

移住定住促進

移住定住促進と住環境整備

### 施策

#### (1) 移住定住促進と住環境整備

主な取組み	担当課・係
①移住情報の発信 観光などで本町への移住意向を持った方に、十分な情報提供を行うことで、円滑に本町への転入につなげられる体制整備を推進します。	総務課企画財政係

主な取組み	担当課・係
②子育て世代・多世代同居住宅への支援 子育て世代と親世代の同居・近居の促進を支援することで、Uターンを促進します。また、子育て世代が安心して暮らせるような居住支援等を行うことで、U・I・Jターンを促進します。	まちづくり課建設係
③移住定住支援事業の推進（空き家バンクなど住宅情報のマッチングなど） 移住者を受け入れられる住宅情報発信のために、空き家バンクの整備を進め、必要に応じて住宅整備の支援などを検討します。	総務課企画財政係
④婚活応援事業の推進 結婚希望のある未婚者に対し、婚活イベントなど出会いの機会の創出に取り組みます。	総務課企画財政係

## 設定目標

指標名	現状値 (上段：R元年度) (下段：H27年度)	目標値 (R8年度)	担当課・係
居住支援件数（3世代ファミリー補助金の実績件数）	6件 －	累計20件	まちづくり課建設係
移住斡旋件数（空き家・空き地バンク成約件数）	累計6件 0件	累計10件	総務課企画財政係
婚活応援事業への参加人数	0人 －	年間30人	総務課企画財政係



芝桜